



# 島根県報

平成17年 7月29日 (金)  
第 1,696 号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

### 告 示

公平委員会の事務の受託の廃止 (2件)	(市 町 村 課)	1
生活保護法の規定による介護機関の指定	(地 域 福 祉 課)	2
介護保険法の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	(高 齢 者 福 祉 課)	2
国土調査の指定	(用 地 対 策 課)	2
島根県屋外広告物条例の規定により知事が定める区域又は地域の一部改正	(都 市 計 画 課)	3
ふるさと島根の景観づくり条例第2章第2節の規定を適用しない区域の指定の一部改正	( " )	3
島根県収入証紙売りさばきの廃止	(審 査 課)	3

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧	(環 境 生 活 総 務 課)	4
開発行為に関する工事の完了	(都 市 計 画 課)	4
道路標識管理用データ入力業務に係る一般競争入札の実施	(警 察 本 部)	5

## 告 示

### 島根県告示第861号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第2項の規定に基づき、平成17年9月24日をもって、島根県と次に掲げる町との間の公平委員会の事務の受託を廃止するので、同法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第2項の規定により告示する。

平成17年 7月29日

島根県知事 澄 田 信 義

### 町

鹿足郡津和野町  
鹿足郡日原町

### 島根県告示第862号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第2項の規定に基づき、平成17年9月30日をもって、島根県と次に掲げる町村との間の公平委員会の事務の受託を廃止するので、同法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第2項の規定により告示する。

平成17年 7月29日

島根県知事 澄 田 信 義

### 町村

邇摩郡温泉津町

邇摩郡仁摩町  
 那賀郡金城町  
 那賀郡旭町  
 那賀郡弥栄村  
 那賀郡三隅町  
 鹿足郡柿木村  
 鹿足郡六日市町

島根県告示第863号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成17年7月29日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		実施する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
有限会社 百年くらぶ	大田市大田町大田イ376 - 1	認知症対応型共同生活介護	グループホーム七色館	大田市大田町大田イ376 - 1	平成17年7月15日

島根県告示第864号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき告示する。

平成17年7月29日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年 月 日
有限会社 ケア オフィス	有限会社 ケア オフィス 長浜居宅介護支援事業所	浜田市長浜町1435番地	平成17年7月20日

島根県告示第865号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、次の地籍調査を国土調査として指定したので、同条第5項の規定により告示する。

平成17年7月29日

島根県知事 澄 田 信 義

国土調査として 指定した年月日	調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
平成17年 7月21日	出雲市	上橋波左岸地区	告示の日から平成19年 3月31日まで
平成17年 7月21日	出雲市	淀西和江島 地区	告示の日から平成19年 3月31日まで

#### 島根県告示第866号

島根県屋外広告物条例の規定により知事が定める区域又は地域（昭和49年島根県告示第251号）の一部を次のように改正し、平成17年 7月29日から施行する。

平成17年 7月29日

島根県知事 澄 田 信 義

「（昭和49年島根県条例第21号）」を「（昭和49年島根県条例第21号。以下「条例」という。）」に改める。

1 中「島根県屋外広告物条例（昭和49年島根県条例第21号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号及び第 3 号」を「条例第 2 条第 4 号及び第 5 号」に改める。

2 中「第 2 条第 4 号」を「第 2 条第 6 号」に改める。

3 中「第 2 条第 9 号」を「第 2 条第11号」に改める。

4 中「第 2 条第10号及び第11号」を「第 2 条第12号及び第13号」に改める。

5 中「第 2 条第12号」を「第 2 条第14号」に改める。

6 中「第 2 条第13号」を「第 2 条第15号」に改める。

#### 島根県告示第867号

ふるさと島根の景観づくり条例第 2 章第 2 節の規定を適用しない区域の指定（平成 4 年島根県告示第648号）の一部を次のように改正し、平成17年 8月 1日から施行する。

平成17年 7月29日

島根県知事 澄 田 信 義

第 4 号を第 7 号とし、第 3 号の次に次の 3 号を加える。

(4) 石見銀山景観保全条例（平成16年大田市条例第11号）第 4 条の規定により指定された石見銀山景観保全地域

(5) 石見銀山に関する景観保全条例（平成16年温泉津町条例第11号）第 4 条の規定により指定された石見銀山景観保全地域

(6) 石見銀山景観保全条例（平成16年仁摩町条例第10号）第 4 条の規定により指定された石見銀山景観保全地域

#### 島根県告示第868号

次の者の島根県収入証紙売りさばき人の指定を取り消したので、島根県収入証紙条例（昭和39年島根県条例第43号）第 5 条第 3 項の規定により告示する。

平成17年 7月29日

島根県知事 澄 田 信 義

取消年月日	指定番号	売りさばき場所	住所及び氏名
平成17年5月20日	941	浜田市原井町908 - 28	浜田市原井町908 - 28 那賀地方火薬類保安協会 会長 伊原政勝

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成17年7月29日

島根県知事 澄田信義

1 申請のあった年月日

平成17年7月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 まちづくりコラボレーション島根

3 代表者の氏名

和田 明

4 主たる事務所の所在地

雲南市吉田町吉田2566番地

5 定款に記載された目的

この法人は、中山間地域において、都市住民との交流活動に携わる個人、団体または活動に関心のある個人や地域社会に対して、地域資源の活用、交流機会の提供、活動団体相互の連携及び交流活動の支援に関する事業を行い、風土に根ざした地域の魅力づくり、中山間地域の交流人口の拡大及び新しい産業の創出に寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎1階）  
特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年7月29日

島根県知事 澄田信義

1 開発区域

八束郡東出雲町大字揖屋町448番55  
面積 2,618.63平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

松江市西津田2丁目11番5号

有限会社 狩野工業  
代表取締役 狩野吉春

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

平成17年 7月29日

島根県警察本部長 塩 川 実喜夫

#### 1 委託業務の内容

- (1) 入札の件名  
道路標識管理用データ入力業務委託
- (2) 委託業務の仕様等  
入札説明書による。
- (3) 委託期間  
平成17年 9月 1日から平成18年 2月28日まで
- (4) 入札方法  
入札書に記載された金額のうち最低価格を落札金額とする。
- (5) その他  
郵送、ファックス、電話等による入札は認めない。

#### 2 入札参加資格

- (1) 過去 2 年以内に島根県の発注した道路標識設置に関する業務又は島根県の発注した委託業務を行い、履行した実績があること。
- (2) 道路標識に関する知識を有し、データ入力の際に標識番号、材料の名称等の判別が可能なものであること。
- (3) 島根県税について未納の徴収金がないものであること。
- (4) 島根県の実施する建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の一般競争入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中であるものでないこと。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4に該当しないものであること。

#### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒690 - 8510 島根県松江市殿町 8 番地 1  
島根県警察本部警務部会計課用度係  
電話0852 - 26 - 0110 内線2235 ~ 2236
- (2) 入札説明書の交付期間及び方法  
平成17年 7月29日から 8月 8日までの間、上記 3 の(1)の場所において交付する。  
ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 9 時から午後 4 時までを交付時間とする。
- (3) 入札説明会  
ア 日時 平成17年 8月 4日（木）午前10時  
イ 場所 島根県松江市殿町 8 番地 1 島根県警察本部 7 階入札室
- (4) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成17年 8月19日（金）午後 2 時  
イ 場所 島根県松江市殿町 8 番地 1 島根県警察本部 7 階入札室  
ウ 開札 即時開札

#### 4 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

5 入札保証金

契約予定相当額（入札金額に消費税等の額を加算した額）の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

6 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

7 入札者に要求される事項

ア 平成17年8月9日17時までに、「入札にあたり提出する書類」を提出すること。

イ 「入札にあたり提出する書類」は、入札説明書による。

8 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のないものが入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

9 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

10 その他

本委託契約のデータ入力に使用するパソコンは、島根県警察本部の貸付物品を使用するものとする。

詳細は、入札説明書による。